

2023年7月7日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

( TEL. 03-3832-8266 )

**当社に対する損害賠償請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ**

当社は、2022年6月15日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）より、東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受け、2022年6月2日付け訴状の送達を受けましたが、2023年7月7日、同裁判所より大場氏の請求を全面的に棄却する旨等を内容とする判決の言渡しを受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

**記****1. 判決のあった裁判所及び年月日**

東京地方裁判所 2023年7月7日

**2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯**

大場氏は、「リ・ジェネレーション株式会社への質問事項の送付に関するお知らせ」、「リ・ジェネレーション株式会社への再質問状の送付及び当社株主である布山高士氏に対する質問事項の送付に関するお知らせ」及び「リ・ジェネレーション株式会社への質問状（4）及び当社株主である布山高士氏に対する回答及び質問状（2）の送付に関するお知らせ」、並びに、当社代理人名義の「再質問状」及び「質問状（4）」において当社が開示した事項が、大場氏の名誉を毀損するものである等と主張して、損害賠償を求めて訴訟を提起したものです。

**3. 訴訟を提起した者の概要**

大場武生氏

**4. 訴訟の内容及び訴訟物の価額****(1) 訴訟の内容**

金 330 万円及びこれに対する令和 4 年 5 月 9 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員の支払いを求めるものです。

**(2) 訴訟物の価額**

330 万円

## 5. 判決の内容

- (1) 原告〔大場氏〕の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告〔大場氏〕の負担とする。

## 6. 当社の対応方針等

上記判決は、当社の開示は名誉毀損に当たらず、また、当時の状況に照らして、当社が事実確認や株主の皆様その他の関係者の皆様に情報提供をすべき必要性の高さ等を考慮すれば、プライバシー侵害にも当たらないと認定判断するものであって、当社の主張を全面的に認めるものであり、この判決が当社の業績に与える影響等はありません。今後、大場氏が控訴する等して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上